



ハウスプラスすまい保険 および
住宅瑕疵担保責任保険法人検査実施確認書発行サービス
設計施工基準第3条に係る適用除外確認書

包括適用除外依頼者

日新工業株式会社

御中

ハウスプラス住宅保証株式会社



住宅瑕疵担保責任保険(ハウスプラスすまい保険)および住宅瑕疵担保責任保険法人検査実施確認書発行サービス(保険同等検査) 設計施工基準 第1章総則第3条に基づき、貴社からの適用除外事項の検討依頼内容が設計施工基準の下記条項と同等以上の性能を有するものと認めましたので通知いたします。

1. 確認した工法または建築材料

ウレタン塗膜防水 : セピロン防水工法、リファージュ工法

- ・工法名・仕様記号は別紙による。
- ・使用する防水の材料は各工法で規定する材料とし、適用部位の水勾配は1/100以上とする。

2. 適用除外条項

第14条第2項、第3項、第17条第1項

- ・防水工法は、次表に適合するものとする。
- ・防水の主材料は、JIS 規格に適合するもの又はこれと同等以上の防水性能を有するものとする。
- ・防水下地面の勾配は、1/50以上とする。ただし、保護コンクリート等により表面排水が行いやすい場合の勾配は、1/100以上とすることができる。

3. 適用除外条件

- 施工は、各工法で規定する施工標準による。

4. 適用範囲・部位

- 陸屋根

5. その他

- 1) 審査を行った部分以外は、住宅瑕疵担保責任保険および住宅瑕疵担保責任保険法人検査実施確認書発行サービス 設計施工基準に準拠することを条件とします。
- 2) 住宅瑕疵担保責任保険および住宅瑕疵担保責任保険法人検査実施確認書発行サービスお申込みの際は、本書の写し(除外条件に別添資料とある場合はそれを含む)を提出してください。

6. 包括適用除外依頼者へのご注意

- 1) 住宅瑕疵担保責任保険(ハウスプラスすまい保険)および住宅瑕疵担保責任保険法人検査実施確認書発行サービス申込みの際は、本書の写しの提出が必要であることを保険の申込者に説明してください。
- 2) 工事仕様書等に当該仕様を用いることを明記するよう、保険の申込者へご依頼ください。
- 3) 本包括適用除外確認書は、ハウスプラスホームページにおける情報提供ページに掲載される場合があります。

7. 適用日

本適用除外確認書においては自動更新となっており、適用日を設けておりません。記載のある1. 確認した工法または建築材料や、諸条件に変更が生じる場合、速やかにハウスプラス住宅保証株式会社に手続きを行うこととしており、その場合、本適用除外確認書による確認した工法等により、適用除外を行うことは出来ません。

工法名 (JASS8)	セピロンQ工法	セピロンE工法	セピロンM工法	リファージュ	歩行区分
ウレタン密着工法 (L-UF)	UF-20Q	UF-20E	—	RF-20	非歩行
	UF-30Q	UF-30E	—	RF-30	軽歩行※
	UF-40Q	UF-40E	—	—	
ウレタン絶縁工法 (L-US)	UD-20Q	UD-20E	UM-20Q(E)	—	非歩行
	UD-30Q	UD-30E	UM-30Q(E)	RD(RM)-30	軽歩行※
	UD-40Q	UD-40E	UM-40Q(E)	RD(RM)-40	

※ 軽歩行用とは、比較的限定された人のみの歩行を想定している。

公共建築工事標準仕様書 仕様		歩行区分
ウレタン通気緩衝(絶縁)工法	X-1工法	軽歩行※
ウレタンメッシュ補強密着工法	X-2工法	